事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2018年11月5日(月)

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

輸出目的であっても国内渡しだと消費税が課税・付加されます

輸出のための購入でも免税にならない事例

海外への物品の輸出については、消費税 が課税されない輸出免税となっています。

しかしながら、物品の引き渡しが国内で行われたものであれば、国内取引として消費税が付加されます。販売した者は消費税を購入者に請求し、課税売上として消費税の申告に織り込まなければなりません。

貿易条件で危険移転の分岐点が変わります

貿易の取引条件の解釈を国際統一するための規則がインターコムズと呼ばれるものです。11 の規則がありますが、FOB や CIF 等の用語を耳にしたことがあると思います。

FOB (本船渡し) とは、Free On Board の略で、売主の義務が本船上で免除されます。 通関を済ませて貨物が船に乗った段階で所有権が移転されます。 輸出者 (=売主) の運賃や保険などもここまでで、以降は輸入者 (=購入者) に負担が移ります

リスク移転が国内であれば課税取引です

工場で引き渡しをする取引条件がEXW(Ex Works)です。売主の敷地内で引き渡せば、運賃や保険なども不要なので、売主側は安く売ることができます。一方、購入者側は本体価格だけでよいので購入価格は一番安くなります。引き取り後の運賃や保険を安

く抑えれば、総費用が安く済む目論みです。 しかしながら、最終的に輸出されるもの であっても、取引の場所が国内であれば消 費税の課税対象となります。

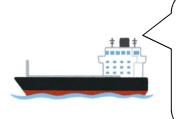
輸出免税の対象とするためには、輸出者 名義の輸出許可証が必要になり、取引条件 は、引き渡し場所が国外となる本船上であ るCIFもしくはFOBとすることが必要です。

国内引き渡しで発生する消費税のトラブル

物品の受け渡しが国内扱いとなる取引条件で売買があった場合、販売者及び購入者 とも消費税申告や税負担を巡るトラブルが 発生しかねません。

販売者側が、輸出免税と思って、課税売上に入れないと、税務調査等で否認され、税金の追加負担となります。

購入者側は、国内取引となったことで思わぬ消費税負担が発生します。事前の消費税課税事業者選択で申告還付することができない場合、負担した消費税の取り戻しはできません。目先の購入額の安さに目がくらみ、大損ということもあり得ます。取引全体の費用見積もりの際にご注意ください。



消費税の観点から はFOBやCIFがお ススメなのですが、 EXWによるトラブ ルも少なくありま せん。